

○第204回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和6年12月18日（水）10：16～11：18

議事概要：

（1）対象外物質（アセチルシステイン）<sup>\*1</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、アセチルシステインは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるとすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

<sup>\*1</sup>含硫アミノ酸の一種で、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に飼料添加物として使用されます。

（2）飼料添加物（アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物）<sup>\*2</sup>の食品健康影響評価について

審議の結果、アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

<sup>\*2</sup>鶏（ブロイラーを除く）用飼料に添加し、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に使用されます。